

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項 記入例

氏名又は名称 株式会社 長井設備 (印)
郵便番号・住所 〒000-1234
××県△△市○○町××番地
代表者氏名 長井 太郎
電話番号 000(123)4567

↑
指定申請書と
同様の押印
法人：代表者印
個人：申請者印

① 提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む） 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）	受講実績がある場合、受講証等の写しを必ず添付してください。
31年 5月 27日	未受講
（未受講の場合はその理由を記入してください。）	

※ ①の講習会の受講実績は、日本水道協会山形県支部が行う講習会に限定されますので、ご注意ください。

令和2年5月現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度日本水道協会山形県支部が行う講習会は延期（時期未定）となっております。更新申請時までに開催されない場合は未受講に○をつけ、理由は講習会が延期されたためと記入してください。

② 指定給水装置工事事業者

営業時間、休業日（休業日は正月三が日、GWに連休を含む）

営業日：月曜日～土曜日 休業日：日曜日、正月三が日、GWに連休
修繕対応時間：8:00～17:00（17:00以降は要相談）

漏水等修繕対応の可否

（該当部に○をつけて下さい。その他の場合、詳細な内容を記入してください。）

屋内給水装置の修繕

埋設部の修繕

その他（

その他は夜間・休日等の対応等を記入してください。

対応工事種別（新設・改造等）：該当部に○をつけて下さい。

配水管からの分岐～水道メーター（新設・改造）

水道メーター～宅内給水装置（新設・改造）

その他

緊急連絡先 0×0-×××-△△△（代表者携帯） その他は緊急連絡先等を記入してください。

山形営業所：〒×××-△△△ 山形県××市△△町○○番地 〒 ×××× (△△) ○○○○

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去 5 年以内）

水道法施行規則 第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名	研修会名、実施団体	受講年月日
長井 一郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	平成 29 年 7 月 20 日
e - ラーニング、現地研修会で実施した場合、修了証や修了年月日が明示されたもの（主任技術者証）の写しを添付してください。		
長井 二郎	自社内研修 ○○に関する業務研修	令和元年 7 月 30 日
自社内研修の場合は申し出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する押印は求めません。		

※ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※ 自社内研修については、研修内容を記載してください。

※ 行数が足りない場合は、必要に応じた枚数を印刷してください。

④ 過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を:

工事を施工しない場合はチェック欄にレ点をつけてください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去 1 年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)	資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。	工事
長井 一郎	○	○	講習会修了者	R1
長井 二郎	○	○	検定会合格者	H30
社員 A	○	×	資格を有していないなくても、経験を有していれば記入してください。	H30

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 44 条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者

旧制度で指定を受けた工事事業者の更新が全て完了する令和 6 年 9 月 30 日頃に公表の可否の確認を行い、可の項目について公表を行う予定です。

(令和元年 6 月 26 日付厚生労働省水道課長通知「第 6 水道利用者への指定給水装置工事事業者に関する情報の提供について」に基づく)